

議発第5号

掛川市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和5年5月16日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	安田彰	橋本勝弘
石川紀子	鷺山記世	高橋篤仁
大井正	山田浩司	藤原正光
富田まゆみ	勝川志保子	松浦昌巳
嶺岡慎悟	藤澤恭子	鈴木久裕
寺田幸弘	山本裕三	窪野愛子
山本行男	草賀章吉	二村禮一

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定 数	所 管 事 項	名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	7人	総務部、企画政策部、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務委員会	7人	総務部、企画政策部、 <u>上下水道部</u> 、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
(略)			(略)		
環境産業委員会	7人	協働環境部、産業経済部、都市建設部、 <u>上下水道部</u> 及び農業委員会の所管に属する事項	環境産業委員会	7人	協働環境部、産業経済部、都市建設部及び農業委員会の所管に属する事項
(略)			(略)		

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後最初に常任委員会の委員の選任が行われる日から適用する。